

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 9 2 号	令和元年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	9月10日
議案第 9 3 号	令和元年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 5 号	財産（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 9 6 号	財産（救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 1 3 2 号	公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 3 3 号	公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 3 4 号	公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 3 5 号	公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
請願第 1 1 号	気候危機に対して宝塚市の適切な対応を求める請願	採択 (全員一致)	
請願第 1 5 号	種苗法改定案の廃案を国に求める意見書採択を求める請願	不採択 (賛成少数)	

審査の状況

① 令和2年 9月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

② 令和2年 9月10日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

③ 令和2年10月 1日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第92号 令和元年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和元年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 46億6,717万4,314円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 55億2,793万5,375円

差し引き8億6,076万1,061円の赤字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、9億7,436万1,192円の純損失となった。

資本的収支

収入総額 25億3,581万2,356円

支出総額 28億2,391万7,927円

差し引き2億8,810万5,571円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 3人家族で2か月間の平均的な使用量である50立米を使用した場合の水道料金を川西市、西宮市、尼崎市、伊丹市などと比較すると、宝塚市が一番安価となっている。かつて宝塚市は水道料金が高いというイメージであったが、状況は。

答1 昭和54年及び昭和55年に、川下川ダム建設に係る投資的経費を勘案し、大幅な料金改定をした。その際には日本一高いといった批判があったと認識している。それ以降改定は行っておらず、現在50立米の区分で言うと阪神間でも下から2番目といった現状である。

問2 平成30年度で周辺都市と比較すると、宝塚市の管路更新率は飛び抜けて低い数値となっているが、その要因と今後の見通しは。

答2 管路更新率が低くなった理由として、平成28年度から阪神水道企業団からの上水受水による施設整備を重点的に進めてきたため、管路更新事業に傾注できなかった。令和元年度には更新率も上向きとなっており、今後は、経営戦略の中で定めている目標値に向けて事業を進めていきたいと考えている。

問3 経常収支比率及び営業収支比率も、近隣各市はおおむね100を上回っているが、宝塚市はどちらも100を下回っている。

今後、水道料金の値上げを早急に検討していかねばならない深刻な状況である

と考えるが、どうか。

答3 経営状況として非常に厳しいと認識している。水道料金改定については、現在進めている水道事業経営戦略の見直しの中で、上下水道事業審議会に現状を説明するとともに、今後の水道料金の在り方について意見をいただきながら、慎重に検討していきたい。

問4 企業債について、平成30年度と比較し令和元年度が191%増となった要因は。

答4 一つは配水管整備事業として、老朽化に関する管路更新に力を入れて進めていること。もう一つは、阪神水道企業団からの受水事業により借入れが生じたことが要因と考えている。

問5 企業債の未償還額が増加傾向にあると見て取れるが、今後の見通しは。

答5 現在策定中の経営戦略の中で、今後16億5千万円程度の建設改良費が必要としており、現在起債の利率が低いことから起債を利用する方針で進めているため、起債残高は増加する見通しである。

問6 損益勘定留保資金の今後の残高を含めた見通しは。

答6 2億円を超える資金が減少していく状況が今後10年続く見込みであり、留保資金も枯渇すると考えている。

問7 基幹管路耐震化について、耐震化率が年次目標率を若干下回るとあるが、予定としてどの程度遅れていくのか。

答7 令和元年度の時点で目標値と実績値に乖離があり、今後は昨年度新たに策定した管路更新耐震化計画に基づき、より実効性のある数値を掲げ耐震化に取り組んでいきたい。

問8 小林・亀井浄水場跡地利用について、近隣住民からの要望などを把握しているのか。

答8 現在、近隣住民との交渉は行っていないが、平成30年度に地元のまちづくり協議会や自治会から跡地利用に関する要望書を頂いた。地域のまちづくり計画においても、跡地利用に関する記述もあることは承知している。

問9 地域の要望を把握した上で、小林・亀井浄水場跡地利用をどう考えていくのか。

答9 今回、基本設計を実施した中で、現有施設を全部撤去するには相当費用がかかるが、地上から1.5メートルまでの地下埋設物の撤去にとどめると費用はそこまでかからない。跡地利用については、全部撤去ではなく部分撤去を前提に考えていきたい。

問 1 0 小林・亀井浄水場跡地利用について、部分撤去を行った後、地域の何かに使っていくのか。

答 1 0 部分撤去となると活用用途が制限され、建物が建設できず平面的な利用に限られるのではないかと考えている。今後整備を検討するに当たっては、市全体での利活用の方向性も調整が必要であり、庁内を含めて地元とも協議をしていきたいと考えているが、現時点での協議のめどは立っていない。

問 1 1 浄水場の夜間等運転管理業務委託を平成 29 年度から計画しているが、未実施の理由は。

答 1 1 阪神水道企業団からの受水開始により小林浄水場の業務を停止したことから、配置されていた職員の異動を優先したため、委託に向けた調整が十分できなかった。現在委託化を進めるため労働組合と協議している。

問 1 2 夜間等運転管理業務委託の効果額は、どの程度と考えているのか。また、緊急事態が起こったときの対応など、費用対効果の考え方は。

答 1 2 夜間等運転管理業務委託の効果額は、1 千万円程度と考えている。委託を行った場合でも、責任の所在や事故の対応など、市民に迷惑をかけないことが大前提である。浄水場の民間委託を実施している団体も数多くあることから、状況を調査し、委託の際には責任体制など明確に定めていきたい。

問 1 3 監査委員の指摘事項にもあるが、鉛製給水管の交換が進んでいない。鉛についての水質基準値は問題ないとのことだが、健康被害への認識は。

答 1 3 2004 年から水質基準値が強化され、安全性を定期的に検査し、確認している。鉛製給水管の入替えも順次対応しているほか、水道水の pH 調整を行うことでより安全性を高めている。

問 1 4 不納欠損の主なものは未収金によるものか。また、令和元年度の不納欠損が増加している理由は。

答 1 4 滞納者のうち、転出や死亡などにより回収が不可能な未収金について不納欠損としているのが実情で、不納欠損は全額未収金である。

令和元年度は、過去に不納欠損処理を失念していたものを合わせて処理したため、増加したものである。

問 1 5 転居による未収金が多いと思うが、どう対応しているのか。

答 1 5 本来であれば、転出されても市外に訪問徴収等実施すべきところが実施できていなかった。

問 1 6 宝塚市の上水道における供給単価は、全国平均 169 円と比較して 152 円と安

価であるが、給水原価が全国平均 161 円と比較して 175 円と高く、供給単価よりも高いことから、売れば売るほど赤字が増えていく。解消するには、単純に考えると値上げしかない。今後の収支見込は非常に厳しく解決すべき課題も多いと考えるが、当局の考えは。

答 1 6 水道事業は数年来赤字の状況で、今後の見通しも赤字が続くと考えている。要因は供給単価と給水原価の差によるところが大きいですが、料金改定の議論の前提として費用を削減する努力が必要だと考えている。

問 1 7 生活保護受給者の滞納者への対応については、生活実態を把握した上で、庁内で連携した対応が取れているのか。

答 1 7 生活が困窮している方の給水の未収等が発生した場合は、相談いただく中で状況により、せいかつ応援センターや生活援護課などと連携、相談等行っている。

問 1 8 臨時用水道料金に係る債権管理について、未収金が 27 件で約 345 万円と金額が大きい。制度の考え方として、今後どうしていくのか。

答 1 8 臨時用水道料金とは、市内で住宅などを建てる場合に水道工事の施工事業者などから支払われる前納金で、ほとんどの工事は前納金の金額の範囲内で収まっている現状から、滞納の発生しにくい制度の在り方について検討中である。

問 1 9 阪神水道企業団と県営水道の受水費の差が大きく、県営水道の単価が高すぎるように思うが、要望などを行っているのか。

答 1 9 兵庫県企業庁では 4 年に一度料金を見直しており、令和元年度までの単価は 4 年前に決められたもので、その際は 5 円程度引下げがあった。令和 2 年度からはさらに 6 円程度引き下げられるなど、見直しのたびに値下げされている状況である。次回の見直し時については、他団体も一緒に、兵庫県に対してさらなる引下げを要望していきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 令和元年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和元年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 46億 778万 5,399円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 41億 8,149万 3,884円

差し引き 4億 2,629万 1,515円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、4億 1,065万 6,164円の純利益となった。

資本的収支

収入総額 10億 3,158万 8,613円

支出総額 29億 7,697万 4,427円

差し引き 19億 4,538万 5,814円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 下水道使用料の不納欠損処理について、決算審査意見書の指摘事項では、所在調査や財産調査が不十分なまま消滅時効を迎えているとあるが、どういうことか。

答1 未収金の督促納期から5年間の間に債務承認や一部入金がない方について、ご本人の死亡や転出などにより消滅時効が到来し、不納欠損処理を行っている。

不納欠損に至るまでには、所在調査や財産調査を実施する必要があるが、十分に調査が尽くされていない事例が見られるということで指摘を受けたもの。

以前から指摘を受けていたため、令和2年度に上下水道局の徴収担当職員を増員しており、積極的に所在調査や財産調査を実施したいと考えている。

問2 資本的収入及び支出において、今回19億4,500万円ほどの資金不足が生じている。建設改良費の増も見込まれるが、収支バランスは今後も同様に推移していくのか。また、今後の対策は。

答2 建設改良費については、耐震化、老朽対策として同様の経費が見込まれる。また、水道事業会計から資金の追加を受けることにより、資金不足に対応していきたいと考えている。

現在、起債の償還が25億円程度であるが、令和7年度ぐらいになると20億円を切る。それ以降、起債残高の減少により償還額自体も減少していくことから、内部留保資金が可能になると考えている。

問3 下水道事業について、より市民に親しんでもらうための取組としてマンホールカードを発行していると思うが、現在の状況は。

答3 下水道への理解と関心を深めるため、日本下水道協会が事務局となり、全国の地方公共団体が発行しているマンホールカードは、今まで2010年から2020年までの間に、667種類発行されている。本市も2019年から発行しているが、2019年8月から2020年9月までの間に2,619枚配布した。配布時に行っているアンケートでは、市内在住者が470名、兵庫県内が730名、県外からは1,419名となっている。取りに来られた方のうち約60%が県外からわざわざ宝塚市を訪れていることに我々も驚いている。

また、昨年度は池田市において全国マンホールサミットが開催され、そこでも宝塚市のブースを設置し、普及活動に努めた。

問4 民間活用の部分で管路維持管理業務の包括委託については、他市の事例研究や民間企業へのヒアリングにより、宝塚市では導入困難とのことだが、具体的に説明を。

答4 平成29年度に、管路維持管理業務の包括委託の可能性を検討するため包括委託アドバイザー業務委託を実施した。その中で民間業者に対し委託実施の可能性についてヒアリングを実施したところ、市内業者の参加意欲が低く、大手業者からは市内業者の協力は必須である旨の意見があり、本市においては市場性が低いと判断した。包括委託については、市内業者の技術力で達成できるかと言えば厳しい状況もあるので、今まで個別に委託していた業務の一部を一括して委託をすることで、スケールメリットを持たせるというところから進めていこうと考えている。市内業者の育成という課題もあるが、いずれは広域的な包括委託の方向にもっていきたいと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	認定（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第95号 財産（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車）の取得について	
議案の概要	
中高層建物火災での消火や救助を迅速かつ的確に行うなど、消防活動体制の充実強化を図るため、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車1台を更新整備し、西消防署に配置しようとするもの。	
取得金額 2億6,389万円	
相手方 株式会社モリタ関西支店	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	下部への屈折の活用はどういう場面を想定しているのか。
答1	崖からの転落、川の低い部分での救助活動を想定している。
問2	車両更新をすることによる実務的なメリットは。
答2	今までのはしご車はバスケットが屈折せず直進するのみのため、電線や樹木があるところでは支障がある。今回の車両はそのような障害物を避けながら建物へ接近することができる。
問3	一般競争入札であり、宝塚市内の業者から購入することは難しいのか。
答3	（株）モリタと日野自動車（株）が共同開発した四輪操舵を使用した車両で、シャシー単体での販売はしていないため、市内の業者では購入ができない。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第96号 財産（救急自動車）の取得について	
議案の概要	
<p>近年、増加を続ける救急需要に対応するとともに、救急体制の充実強化を図るため、救急自動車1台を更新整備し、西消防署に配置しようとするもの。</p> <p>取得金額 2,233万円</p> <p>相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	救急車の搬送可能人数は。
答1	乗車可能人数は最大で7名となる。救急隊が3名、搬送者はストレッチャーに1名。緊急時にはベンチ型シートに1名寝かせて最大2名搬送できる。座った場合は4名乗車できる。
問2	救急車の数は足りているのか。近隣他市の状況は。
答2	現在、宝塚市は予備車1台含め8台保有している。国が示している消防力の整備指針によると、10万人以下の都市は人口2万人に対して1台、それを超える部分は5万人に対して1台と示されている。宝塚市の場合、人口を22万5,000人と考えると基準では7台から8台必要となる。 また、他市も同様、基準に合わせて救急車を整備している。
問3	救急隊、救急車の感染症対策は。
答3	救急隊に関してはサージカルマスク、手袋、感染防止衣の着用、ゴーグル等で行っている。コロナウイルス確定患者に接する場合はN95のマスク、全身感染防止衣を着用している。 救急車に関しては、これまで、高濃度消毒用エタノール製剤を噴霧する噴霧消毒機6台を活用し、資機材の消毒を行っていた。今回新たにオゾンガス発生機を救急車に積載する。車内のウイルスや菌を除去するため、人体に影響のない低濃度のオゾンを実時放出させてウイルスを分解除去し、感染リスクを低減させる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第132号 公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について
議案の概要	令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市立国際・文化センターの指定管理者として、特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会を指定しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 ギャラリーの利用において、国際・文化センターの利用者が文化芸術センターに流れていないか。</p> <p>答1 両者は設備、利用料等が異なり、文化芸術センターは新たな利用者を生み出していると考えている。</p> <p>問2 評価点の中で市民の芸術文化の向上を図る方策の点数が低いがどう考えているか。</p> <p>答2 国際・文化センターはいわゆる貸館としての実態がある。駅前のにぎわいに寄与し、近隣の文化芸術センターも含め、全体的な機能分担をしていくなど、企画運営にも留意した施設運営をしていかないといけないと考えている。</p> <p>問3 附帯意見にある国際交流や外国人支援とはどのようなものか。</p> <p>答3 日本語学習、生活相談、希望に応じて医療機関やハローワークへの同行など、外国人の不安解消に努めている。さらに、オリエンテーションを開催したり、日本文化の紹介や観光施設の案内なども行っており、市内の生活情報や歴史などを知る機会や外国人市民同士の交流の機会を設けている。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第133号 公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市立農業振興施設の指定管理者として、兵庫六甲農業協同組合を指定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	近隣市町、住民に向けての当該施設、宝塚市の産物の周知活動はどのようにしているか。
答1	ホームページ等での周知、また加工品や野菜をサービスエリアや、夢市場で販売している。それに加え、従来は農業体験等も行っているが、コロナの中で行えていない。
問2	従前より、開館時間の前倒しを要望する声があるがどうなっているか。今回の指定管理者選定時に開館時間について条件を出したり、話し合いはしていないのか。
答2	開館時間については課題として認識している。出荷している農家が、開店時間を変更したときに対応できるかという問題点がある。今後検討していきたい。
問3	従前より、外から見て開店しているか分からないとの声があるが改善は。また、駐車場が一方通行なのか不明。整備はしないのか。
答3	開店状況が分かりにくいことに関しては申し訳なく考えている。西谷サービスセンターが移転し、県道に道路標識を立てているので、そこに西谷夢市場の表記をすることを考えている。開店状況についての改善をJAと協議して検討したい。 駐車場が一方通行かどうかについて問題として認識していなかった。複合施設なので、整備等について他の指定管理者とも協議をして検討していきたい。
問4	事業収入の内容と金額が減少している原因は。
答4	事業収入の内容は、夢市場での販売手数料と加工所の利用料、手数料の合計である。 金額が減少している原因は売上げが減少していること、加工処理をされる団体が1団体減少したことが主な要因となる。
自由討議 なし	
討 論 なし	

審查結果 可決（全員一致）

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第134号 公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間における宝塚市立宝塚園芸振興センターの指定管理者として、宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社を指定しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 利用収入と事業収入が減少しているが、企業努力はしているのか。</p> <p>答1 現在、販売協力会から仕入れて販売しており、地元重視の販売形態となっている。収益が減少している結果を受けて、宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社より、今後は時代やニーズに合ったトレンド商品の販売に注力したいと聞いている。</p> <p>問2 販売促進に対する市の協力は。</p> <p>答2 園芸の魅力発信事業の予算を有効に活用し、息長い園芸ファン、あいあいパークのファンを増やしていきたい。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和2年第5回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第135号 公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの間における宝塚市立長谷牡丹園の指定管理者として、長谷牡丹園芸組合を指定しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	1年後、新しい指定管理者が決まった場合、土地の無償提供等条件はどうなるのか。また、設置してある設備や備品については譲ってもらえるのか。
答1	条件については、現在と同じ条件でできるよう相談をしたい。また、設備や備品についても協議の上、調整したい。
問2	土地の所有も次の指定管理者に引き継ぎ、無償で使用できるのか。
答2	土地に関しては現在、指定管理者が地主の方に賃貸借料を支払っている状況である。本来は施設の設置者である市が支払うべき経費となるので、新しい指定管理者が決まるまでに適切な形に整理したいと考えている。
問3	指定管理者が見つからず牡丹園を撤去しなければならないことになった場合、原状回復が必要か。
答3	撤去が必要になった場合、原状回復が必要になるため費用もかかる。そうならないよう、1年かけて新しい指定管理者を探すため、動き始めている。
問4	技術や歴史を継承してもらえる業者が見つかる可能性は。
答4	技術や歴史の継承をしっかりとってもらえる指定管理者を探したい。
問5	長谷牡丹園芸組合を組合員の方が高齢で続けられないという相談はもっと前にあったはずだが、どう対応していたのか。
答5	問題については聞いており、市として支援をしたいと考えていたが、この時期に今後5年間継続するのが無理だという判断が出るとは思っていなかった。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

請願第11号 気候危機に対して宝塚市の適切な対応を求める請願

<請願の趣旨>

この数年、毎年のように日本は台風や集中豪雨、また夏の異常高温など極端ともいえる気候危機に見舞われており、今後も異常気象の強度や頻度が更に大きくなると予測され、台風、豪雨災害、高温による熱中症などにより、国民の家屋、交通、健康衛生、治水、治山、農業などの生計基盤や社会基盤の被害が拡大し、これらの損失は国民の負担に跳ね返ってくる。

また世界に目を向ければ、地球温暖化の影響は海面上昇、海洋酸性化、豪雨災害、高潮被害、また熱波、干ばつによる森林火災、土壌の浸食、砂漠化、水供給不足、それに伴う食料生産不足による貧しい国々での栄養不良や健康被害等に影響を与えている。

このまま地球温暖化の進みを何もせず放置すれば、多くの子どもたちはその将来においてさらに過酷な影響を受ける姿を私たちは思い浮かべねばならない。

この気候危機に対して2016年12月オーストラリアのある都市が『気候非常事態宣言』を行い、自らの行動目標を世界に発信したのを皮切りに、世界で多くの自治体が気候非常事態宣言を行っており、日本でも宣言を行っている自治体が増えている。

宝塚市議会においては気候危機の状況に鑑み、また将来を託す宝塚市の次世代の子どもたちに安全で、健康的で、持続可能な世界を引き継ごうとする宝塚市民の願いの実現のために、市長に対し気候危機に対して適切な対応をされるよう、働きかけることを請願するもの。

<請願の項目>

- 1 市議会は、市が和文、英文の「宝塚市気候非常事態宣言書」を策定し日本国内並びに世界に発表することを検討するよう、働きかけてください。
- 2 市議会は、世界の国々が合意した「パリ協定」の実現、低炭素社会への今後の世界の動向への配慮、そして未来を託す次世代の子どもたちに安全で、健康的で、持続可能な世界を引継ぐなどの環境行政を進めるよう、市に要請してください。
- 3 市議会は、市の気候危機に対する取り組みについて市民の理解を得るため、全市民への啓発活動を継続的に行うよう、働きかけてください。
- 4 市議会は、市が全小中学校において、地球温暖化の原因や、将来さらに過酷な影響を受けるであろう子どもたちに、自らなする温暖化防止への貢献を考える教育機会を設けるよう、働きかけてください。

<質疑の概要>

問1 全市民への啓発活動について具体的に求めるものは。

答1 （紹介議員A）宝塚市気候非常事態宣言書を策定する場合、市長の談話で発表

してもらい、広報たからづか、ホームページ等での周知を考えている。また、これまで以上に講演会もしてもらいたい。

問2 宝塚市内の小中学校における環境教育と全市民への啓発活動の現状と、その効果は。

答2 (市当局) 小学校において、環境教育として活動団体と出前講座を昨年3回行った。また、省エネルギー促進事業として親子向けのイベントや体験型講座を企業とコラボして行っている。さらに幅広い世代を対象に、移動式プラネタリウムで地球や宇宙など環境に関心を持ってもらう機会をつくったり、サイエンスショー、ジェイコムを使った啓発ドラマ・うちエコ診断を紹介する番組、阪急バス及び阪神バスの中での広告やアナウンスをしたりするなど幅広い形で啓発活動を行っている。

活動の効果は数字で見えにくいですが、特に子どもをターゲットに継続的に啓発活動を行う必要があると認識している。

問3 宝塚市気候非常事態宣言書の具体的な内容はどうか。

答3 (紹介議員A) 内容については、今世紀末までに気温の上昇を1.5度に抑えるために2030年までにCO₂の排出を半減し、2050年までには実質ゼロにすること、市民とともに最大限の努力をする決意、それに加え、宝塚市独自の内容があれば望ましい。すでに宣言を出している自治体では再生可能エネルギー、省エネルギーの推進、国や自治体との連携をうたっているので、内容も考えてもらいたい。

問4 2020年にCO₂を22%削減、2050年には半分にするという宝塚市の目標は、世界で策定されている目標に対してかなり低いと思われる。どうか。

答4 (紹介議員A) 宝塚市の目標が低いと考えており、市民に啓発するためにも、今回の請願を通して、市としての気候危機に対する適切な活動を進めてほしい。

問5 宝塚市のCO₂削減目標に対して現状はどうなっているか。

答5 (市当局) 2018年度の結果であるが、7.1%削減となっており、2020年度の目標22%削減にはまだ到達していない。

問6 地球温暖化に対応する緊急性はどうか。

答6 (市当局) 非常に深刻な状況であり生存基盤に関わる問題であると認識している。

問7 環境教育に対する思いはどのようなものか。

答7 (紹介議員A) 子どもたちが環境問題を理解し、成長する中で地球環境が大き

く変わると考えている。地球温暖化に関しては、現在の授業での取扱いでは不足していると考えており、教える側の教員の知識不足も懸念される。教員も正しく学習した上で、4年生から6年生を対象に年に1回程度の学習機会を設けることを希望している。

問8 環境教育の現状はどのようなものか。

答8 (市当局) 環境教育は小中学校全校で行っている。中学校においては、教科書の中に地球温暖化という項目がある。小学校においては、理科で二酸化炭素が出てくれば地球温暖化に関連づけて学習するなど、各教科横断的に学んでいる。

問9 宣言を出している自治体はどれぐらいあるか。

答9 (市当局) 8月3日時点で35自治体ある。

自由討議	なし
------	----

討 論	なし
-----	----

審査結果	採択 (全員一致)
------	-----------

議案番号及び議案名

請願第15号 種苗法改定案の廃案を国に求める意見書採択を求める請願

<請願の趣旨>

今回の種苗法改定案により、農家をますます疲弊させ、営農が続けられなくなるような事態を招き、日本の農業文化・伝承技術や、農民の種の権利が大手グローバル種子企業によって奪われ、種の多様性も失われようとしている。

2017年に施行された農業競争力強化支援法により、公的な試験機関にて守られてきた種子生産に関する「知見」を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及に関する事業が公的機関から民間企業に移譲される事態になった。

2018年4月には主要農作物種子法が廃止され、これまでの都道府県が、コメ、麦、大豆などの主要農作物の「種」の生産・普及に責任を持つ体制に終止符が打たれた。

2020年10月の臨時国会では、審議予定の種苗法の一部改正（案）検討資料（昨年11月に農林水産省が公表）には、植物種苗の新品種開発を促進するため、種子の育成者権保護を目的として、農家の自家採種・増殖を有料の「許諾制」にすることが検討されようとしている。

こうした一連の流れの政策は、公的機関による種子の保全、育成及び供給を困難にし、大手グローバル種子企業による支配と独占に道を開き、日本の食を売却しようとしていることに集約でき、それにより、農家の経済的負担の増大や、農家による種苗の自家採種・増殖の権利も奪われ、育成者権者からの権利侵害を理由とした訴訟などの懸念から営農意欲をそがれ、後継者不足も重なって、伝統的な日本の農業のさらなる衰退をもたらす恐れがある。

最終的に、種の多様性、環境の保全、地域の存続、といった持続可能な経済社会の崩壊につながり、大手グローバル種子企業を中心とした市場参入が加速され、「農業」、「遺伝子組み換え作物」、「ゲノム編集」、といった人体に直接影響する深刻な問題が一層浮き彫りとなってくる事が予想されます。企業利益が最優先されることにより、国民の食糧保障や安全も二の次となる。

そして、何よりも訴えたいのが、「食の安全の確保」である。大手グローバル種子企業などの特許取得によるバイオパイラシー（生物的海賊行為）を阻止し、最低でも他国の水準までレベルを引き上げて、食の安全に対する取り組みを行う事が急務である。

食分野の根幹を握られてしまう事により、食の価格は高い上に、安心・安定して食べられない国になることなど、誰も望んでいないはずである。ただでさえ低い食糧自給において、その中身までを外資系を中心とした大手グローバル種子企業に売り渡すことが危険すぎることを、国民は自覚しなければならない。

そもそも、植物遺伝資源である種子は、生きとし生けるものの命の根源であり、種子の安定的な供給は、国民の生存権保障の義務を負う政府の役割であり、当該義務を

負わず、何が国民にとって必須であるかより、何が一番儲かるかを考えて事業を行う民間企業に委ねることは、政府の責任放棄と言っても過言ではない。

コロナウイルスの影響により輸入制限、物流制限のリスクが高まっている。また、経済破綻を機に国家間の緊張の高まり、戦争を含めた混乱も想定される。それに伴い「食料危機」というワードが聞こえるようになってきた。今回の有事において、日本の食のあり方を見直すべき時が来ていると実感する。

以上の背景を踏まえ、種苗法改定にあたっては、「食の安全保障」に対し、二度と後戻りできない壊滅的影響を及ぼす前に、間違いにあふれた改定案の内容を十分に吟味する国会審議が求められるべきと考える。

安心・安定して食べられ、子孫にまで悪影響をもたらす可能性が強い、「種苗法改定」をなんとしても阻止しなければ、明るい日本の未来はない。

< 請願の項目 >

種苗法改定案の廃案を国に求める意見書を提出してください。

< 質疑の概要 >

問 1 許諾制をデメリットと解釈しているのか。

答 1 (紹介議員 A) 許諾制よりも自家増殖の禁止をデメリットと考えている。

問 2 この改定案は国会では十分に議論がされたのか。また、農業者には周知されているのか。

答 2 (紹介議員 A) 国会で十分に議論されたかは疑問が残る。農業者全体にもあまり知られていないと思われる。

問 3 許諾制によりどれくらいの農家に影響があるのか。

答 3 (紹介議員 A) 果樹において 81%、米等の食用作物で 72%が新たに許諾料を支払うことになる。イチゴ農家は自家増殖している農家が多く、影響が大きいと思われる。

問 4 この改正案は宝塚市の農家を守ることに繋がると考えるか。

答 4 (市当局) プラス面もマイナス面もあり今は判断できない。

(紹介議員 A) 育成した品種を海外で勝手に作られるのを防ぐには、海外で品種登録するしかない。許諾制は関係ない。

問 5 許諾制により趣旨の購入や手続きの負担等が発生する。国家家族農業 100 年や小農家の権利宣言の精神に反するのではないか。

答 5 (紹介議員 A) 自家増殖原則禁止により種の購入や、許諾料の支払いが発生することから農家の負担が増える。その点において農家を守る趣旨とは逆行すると考える。

問6 この改正案は自家増殖一律禁止ではなく、国や県が開発した登録品種のみ許諾が必要で、許諾を受ければ自家増殖もできると理解している。どう考えるか。

答6 (紹介議員A) 一般品種については、許諾料は必要ない。危惧しているのは、グローバル企業の参入により品種改良が進み、在来種に似た品種を登録された場合、農家側で違う品種であると証明するのが難しいということ。

問7 現在、日本で開発された種苗が他国に輸出されている事実はあるか。

答7 (市当局) 現在は、登録品種であっても販売後に海外に持ち出すことは違法ではない。また、登録品種を自家増殖して海外に持ち出すことは違法とされているが、把握が難しく抑止が困難とされている。

問8 法改正によってどう規制されるのか。

答8 (市当局) 登録品種を育成者権者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせる。また、登録品種の自家増殖は育成者権者の許諾が必要となる。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 この改正案により農家の負担が増え、廃業する農家が出る危惧があることや、野菜や米の値上がりが消費者に影響することが考えられる。また、グローバルな品種が増えることによる食糧の安全性が侵されることが懸念される。現在37%の食糧自給率がさらに下がる可能性もあり、請願に賛成する。

(反対討論)

討論2 質疑で確認して改正は必要と考える。請願に反対する。

(反対討論)

討論3 日本の農家が長い年月をかけて生産したシャインマスカットが中国で流通している。イチゴもおいしい品種が中国や韓国に持って行かれている。サクランボに関しては、無断でオーストラリアに譲渡され、産地化されたという事例がある。開発された品種を守るため改正は必要と考えるので、請願に反対する。

(反対討論)

討論4 現時点で改正案のメリット、デメリットがはっきりしていない。固有の品種を守る意味では許諾制のメリットが全くないわけではないため、請願に反対す

る。

(反対討論)

討論5 国会ではこの改正案の前に畜産の関係で日本の和牛の著作を守るための法律について議論され、一定の結論が出ている。この改正案はその穀物版であり、国会での議論はしっかりされていること。また、自家増殖について、一般品種は規制を受けないことになるが、農林水産省の資料によると、一般品種の割合は、米が84%、ミカンが98%、リンゴが96%、ブドウが91%、馬鈴薯が90%であり、多くの農家が規制を受けるわけではない。さらに、今回の規制は新たに開発した品種が対象であり、もともとある品種に規制がかかるわけではない。登録品種の自家増殖における許諾についても農家の事務負担が増えないように、団体がまとめて手続をできるようにすると国会で答弁されており、農家のことを考えた内容となっている。答弁に多くの違いがあり、請願に反対する。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成3人、反対4人）